

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書開示請求の却下決定を取り消すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成14年1月24日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「湯ノ口美祢線道路改良工事に伴う用地交渉記録（日誌等）平成10年7.28.及び10.28.」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、請求のあった内容の公文書は、作成されておらず存在しないとして、平成14年1月28日付けで公文書開示請求の却下決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年1月30日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する理由のうち、公文書の開示に関するものは、概ね次のとおりである。

- (1) 平成10年7月28日及び10月28日両日の湯ノ口美祢線道路改良工事（以下「本件工事」という。）に関する説明会では、出席者全員の了解が得られたと実施機関は主張するが、一部関係者はこれを否定しており、具体的には一部の地権者が「北側に30m離して欲しい」と要望したと聞き及んでいる。

このような状況からは、全員の了解が得られたとは到底思えず、記録すべき特記事項はあったはずである。

- (2) 交渉というものは、両者の言い分（理解）が違ふことが多々有るのが一般的常識で、「交渉というものは継続的でその過程での記録は非常に重要」なので、文書による記録がないとは到底考えられない。
- (3) 異議申立人は、平成13年12月27日付でなされた別件の開示請求による開示日に開示請求した者に同行し、その際、本件7月28日及び10月28日分の用地交渉記録がない旨の説明を受け、「交渉ごとの重要さを訴え記録文書がないのはおかしい」と意見したが、対応した職員から責任ある説明を受けられなかった。
- (4) 文書による記録はないが上司には口頭で復命している等とかの説明があり、本当はないのであれば、不服が有るにせよ少なくとも無駄とわかっている本件請求は必要なかったのである。

第4 実施機関の説明要旨

- 1 開示請求のあった説明会では、説明内容及びお願いについて全員の了解が得られ、特記事項を含まないことから、所長等へは口頭による復命が行われ、用地交渉日誌を作成しなかった。
- 2 開示請求のあった説明会に係る公文書については、平成10年10月28日に開催した説明会の開催案内文と平成10年7月28日及び10月28日両日に開催した説明会の経緯書及び出席者名簿（以下「経緯書及び出席者名簿」という。）が存在するが、開催案内文は、説明会当日の記録ではないため、用地交渉日誌に該当しないと判断した。

また、説明会の経緯書及び出席者名簿については、異議申立人の関係者と推察される者から平成13年12月27日付でなされた開示請求により、既に部分開示していることから、本件請求は当該公文書以外のものであると判断した。

第5 審査会の判断

- 1 開示対象公文書について
 - (1) 実施機関は、公文書の開示請求があったときは、当該請求に係る公文書開示請求書に記載されている公文書の件名又は内容によって、開示対象となる公文書を特定するが、本件請求については、平成10年7月28日及び10月28日に開催された本件工事に係る説明会の内容等を記録した公文書を保有している場合、当該公文書を開示対象となる公文書として特定し、開示をするかどうかの決定を行うこととなるのであって、日誌等の書式にこだわる必要はない。
 - (2) 本件工事に係る説明会は、平成10年7月28日及び10月28日以外にも開催

されており、そのうち平成10年4月30日及び6月15日に開催された説明会に関する用地交渉日誌は作成されているが、平成10年7月28日及び10月28日に開催された説明会に関する用地交渉日誌が作成されたことは確認することができなかつた。

しかし、実施機関は、本件工事に係る説明会に関し、用地交渉日誌という書式での公文書は保有していないが、10月28日の開催案内文と経緯書及び出席者名簿を保有しており、これらは明らかに本件請求に係る開示対象となる公文書ということができ、当該公文書は、異議申立人以外の者からの公文書の開示請求により、平成10年4月30日及び6月15日に開催された説明会に関する用地交渉日誌とともに部分開示された。

2 開示請求者について

公文書の開示請求に基づき実施機関が行う開示をするかどうかの決定は、当該請求者に対して行われる行政処分であって、請求者が異なる場合は、その内容がまったく同じ開示請求であっても、それぞれに開示をするかどうかの決定が行われ、開示の内容もまったく同じとなることは当然であり、異議申立人が別の者が請求した公文書の開示請求の開示に同席し、開示対象公文書を既に関連等しているからといって、本件請求を却下することは許されない。

3 まとめ

これらのことから判断すると、実施機関が保有する10月28日の開催案内文と経緯書及び出席者名簿は、異議申立人からあった公文書の開示請求の対象となる公文書であることは明らかで、当該公文書について、条例に基づく開示をするかどうかの決定が行われるべきであり、条例の解釈を誤って実施機関が行った却下処分は、取り消すべきものといわざるを得ない。

なお、公文書の作成等について、異議申立人が意見書で述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）